

# 託送供給等特例認可申請書

契託制第1号  
2023年7月10日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
九州電力送配電株式会社  
代表取締役社長 廣 渡 健

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類	接続供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。
	住所	同上
	受給場所	同上
	受電場所 供給場所	同上
供給電力	同上	
供給電圧	同上	
電気方式及び周波数	同上	
料金その他の供給条件の内容	同上	
供給開始年月日及び有効期間	同上	

## 託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和5年7月7日からの大雨による災害により、2023年7月10日、佐賀県、大分県の一部地域に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（2023年7月10日以降、令和5年7月7日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2023年6月（支払期日が7月8日以降となるものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（2023年4月1日実施。以下「託送約款」という。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月延長する。

（有効期間満了日：2023年11月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：2024年2月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが2024年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：2024年1月末日）

4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが2024年1月末日までに行なわれたときは、託送約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：2024年1月末日）

5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、2024年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：2024年1月末日）

6. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが2024年1月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款61（引込線の接続）、62（計量器等の取

付け) (5), 63 (通信設備の施設) (6)および65 (電流制限器等の取付け)  
(3)の規定にかかわらず, 原則として, その初回の工事に要した費用を免除  
する。

(有効期間満了日: 2024年1月末日)

7. 供給電力, 供給電圧, 電気方式および周波数その他の事項については,  
託送約款によるものとする。

(添付書類)

## 電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

## 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和5年7月7日からの大雨による災害により、2023年7月10日、佐賀県、大分県の一部地域に災害救助法が適用されました。

このため、下記の災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（2023年7月10日以降、令和5年7月7日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含みます。）において被災された電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

### 記

#### 災害救助法が適用された市町村

佐賀県 佐賀市，唐津市，伊万里市  
大分県 中津市，日田市

#### 災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

福岡県 福岡市，柳川市，八女市，大川市，豊前市，うきは市，  
朝倉市，糸島市，朝倉郡東峰村，田川郡添田町，  
京都郡みやこ町，築上郡吉富町・上毛町・築上町  
佐賀県 多久市，武雄市，小城市，神埼市，東松浦郡玄海町，  
西松浦郡有田町  
長崎県 佐世保市，松浦市  
熊本県 山鹿市，菊池市，阿蘇市，阿蘇郡南小国町・小国町  
大分県 宇佐市，玖珠郡玖珠町

以 上